

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス： 増加する“中国における戦略的事業再編”

4月19日から21日にかけて、当行主催の経営支援セミナー“中国におけるM&Aを既存中国現地法人の資本関係再構築の観点から再検討する”を、東京、大阪、名古屋で開催しました。おかげさまで東京会場では約200名の参加を頂く盛況となりました。（本稿執筆時点では大阪、名古屋は未開催）。

今般、このテーマでセミナーを開催した理由は、お客様から当行中国業務支援室に頂くご相談の傾向に変化が見られること、即ち、従来の「進出や中国における規制変化、そして中国各地の投資環境など」に加えて、「既存拠点の再編を如何に行うか」というご相談が増加してきたことに対応したものです。この傾向は、企業規模、拠点数に係わらず、二桁をこえる拠点網を持つお客様から数拠点での展開をしているお客様まで、広範に見られるものです。

この背景としては、中国進出から一定の期間が経過し、その結果を踏まえた上で再編に着手した、企業再編関連の法整備が進んだなどが考えられますが、セミナー講師の会計士、弁護士よりは、昨今の中国における卸・小売の自由化の影響が最も大きいのではないかとの見解が示されました。つまり、商流の再編が組織の戦略的な再編を促しているというのです。

開催されたセミナーでは、まず、当行がお客様より頂いたご相談を参考に、事例ごとに、①増減資、合併、統合と清算（不採算企業の債務超過解消、事業部に合わせた現地法人の分割など）、②持分譲渡（持分譲渡による企業の買収、合併中国側企業の持分譲渡による100%独資化など）、③資産買収（中資系企業の資産一部切り離しによる特定事業の合併化など）を説明しました。また、講師の法律事務所（東京会場はジョイハンド法律事務所）、からは、こうした処理に伴う法律上の問題点を、望月コンサルティング、望月公認会計士よりは税務会計上の留意点につき説明しました。

特に、税務面では、資本再編＝M&Aとして過剰な認識をする前に認知すべき、シンプルだが重要な、外税控除の概念整理や、税務から見た投資スキーム（①日本から中国への直接投資、②中国の持株会社経由の投資、③香港現法経由の投資、④シンガポール現法経由の投資）のコスト比較、香港現法経由投資から日本よりの直接投資への変更手法などが解説され、参加のお客様からも強い関心が寄せられました。

もうひとつの示唆は、一般的認識、“中国では制度制約が大きく何もできない”とは異なり、中国におけるこうした事業再編の流れは既に動き始めているものであり、日系企業も必要な対応を検討すべきではないかというものです。こうした潮流に合わせ、当行も中国業務支援室にアドバイザーチームを設け、お客様のニーズに対応できる体制を整備しております。今後のトレンドとなる中国における戦略的事業再編のご検討に際しては、是非ともお取引先支社の担当者または支社CHINAデスクにご連絡下さい。当方アドバイザーチームより情報を提供させていただきます。

中国業務支援室 アドバイザーチームのご紹介

田嶋俊博: [toshihiro\\_tajima@mufg.jp](mailto:toshihiro_tajima@mufg.jp) 邵 宗義: [Shao\\_Zongyi@mufg.jp](mailto:Shao_Zongyi@mufg.jp)

Tel: 03-5252-1648 Fax: 03-5252-1778

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●1~3月の貿易総額急増、3月単月で過去最高

12日の税関総署の発表によると、1~3月の輸出入総額は前年同期比25.8%増の3,713億米ドルに達した。内、輸出は同26.6%増の1,973億米ドル、輸入は同24.8%増の1,740億米ドルとなった。また、3月単月では、前年同月比24.9%増の1,449億米ドルと、過去最高の金額を記録した。輸出品目を見ると、機械・電子関連製品が最も多く1,145.8億米ドルで全体の58.1%を占め、前年同期比34.2%増となった。内、電器・電子部品は同41.9%増の465.4億米ドル、機械設備は同25.4%増の403.2億米ドル、ハイテク技術製品は同35.8%増の592.7億米ドルとなった。従来の主要輸出品目については、アパレル等が同23%増の172.1億米ドル、糸・織物が同20.5%増の101.3億米ドルとなっている。なお、EUは引続き中国の最大の貿易相手国となっている。

<貿易相手国別 輸出入額>

	EU	アメリカ	日本	アセアン
輸出入総額(億ドル)	571.1	556.2	459.7	345.3
前年同期比増加率	21.1%	27.6%	11.6%	25.7%

### ●1~3月 外資導入実行額は6.4%増加

商務部は、第1四半期の外資導入実行額が前年同期比6.4%増の142.46億米ドルとなったことを発表した。国・地域別のトップは香港(41.71億米ドル)、次いで英領バーズ諸島(22.80億米ドル)、日本(12.32億米ドル)、韓国(12.11億米ドル)、ドイツ(7.76億米ドル)、米国(6.12億米ドル)の順。なお、1~3月の新規認可件数は、8,909社で前年同期比4.26%減少した。

## 2. 産業

### ●チェーンストア経営の8つの投資ホットポイント

中国チェーンストア経営協会の調査によると、①自動車補修、②足つぼマッサージ、③健康食品、④クリーニング、⑤教育・訓練、⑥家具・インテリア、⑦住宅内装、⑧スポーツ・ジムが最近の新たな8つの投資ホットポイントとなっている。

### ●1~3月の乗用車販売好調、シャレードがトップに

中国自動車工業協会によると、1~3月の乗用車販売台数は、前年同期比66.97%増の85.53万台となった。車種別の販売ランキングは、天津一汽夏利の「シャレード」が4.66万台でトップとなり、次いで②エラントラ、③ビュイック・エクセル、④サンタナ、⑤QQ(奇瑞)、⑥ジェッタ、⑦アコード、⑧パサート、⑨旗雲(奇瑞)⑩カローラの順となっている。販売急増の主因は小型車規制の緩和にあるが、4月以降は原油価格上昇の影響を受け、販売の勢いは減速するとの見方もある。

## 3. 貿易・投資

### ●輸出インボイス発行に係わる罰則規定実施へ

商務部、税関、税務総局は共同で「低額輸出インボイス発行行為の処罰暫定弁法」を11日より実施した。通関申告価格より低い価格で輸出インボイスを発行する対外貿易業者を処罰するもので、悪質な場合は最長3年間貿易権が剥奪される。背景には、中国の輸出企業が、輸入関税が高く且つ通関制度が未整備な外国の輸入者からインボイス価格の詐称を求められるケースが散見されることがあるという。なお、商務部は今年から、対外貿易における違法企業を公表する「ブラックリスト」制度も設け、貿易秩序の維持に努める方針という。

### ●海外からの技術導入急増、最大の導入国は日本

商務部の発表によると、第1四半期の海外からの技術導入は前年同期比72%増の72.2億米ドルで、日本が最大の導入国となった。産業別に見ると、鉄道運輸業における技術導入が最も活発で、車輛や設備を中心に前年同期比11倍の25.1億米ドルの導入額を記録した。次いで電子・通信設備製造業15.2億米ドル、交通運輸設備製造業5.3億米ドルとなっている。

## 4. 金融・為替

### ●人民元資本取引の自由化は一步ずつ着実に

国家外貨管理局の李副局長は、先般開催された2006年度資本項目外貨管理工作会議で、「資本項目下の人民元の兌換自由化は徐々に進め、盲目的な進行は防止する」と改めて強調し、今年度の具体的方針として、資本流出入の均衡管理、短期資金の管理強化、投機資金の流入防止、統計・警戒機能の強化等を挙げた。また同局の胡局長は先月初め、「資本項目の自由兌換は中国の経済、金融市場の発展状況、市場のリスク管理能力等に応じて実現されるべきであり、且つ国際経済情勢や金融環境も考慮すべきである。資本取引自由化の具体的スケジュールは設定されていない」と述べた。

### ●經常項目下の外貨管理政策 一部変更

中国人民銀行と国家外貨管理局は4月13日付で、經常項目下の外貨管理政策の変更に関する通知を発表した。今回の主な変更点は、①外貨決済口座について、開設・変更・解約の手続き簡素化、保有限度額の引上げ、事前購入外貨の同口座への入金が可能、②サービス貿易の対外決済について、手続きの簡素化、③国内居住者個人の外貨購入について、年度総額管理方式の導入。(詳細については、添付ファイルをご参照ください。)

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 4 月初めから中旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

法令・政策措置	概要
<p>[政策・行政法規]</p> <p>○「国務院弁公庁の知的財産権保護行動要綱（2006-2007 年）の印刷・発布に関する通知」（国弁発 [2006] 22 号、2006 年 3 月 27 日）</p>	<p>重点措置は、①ディスクのコピー取締り、②商品取引市場での商標侵害の取締り、③特許権侵害の重点問題の解決、④輸出入における知的財産権保護の強化、⑤展示会関連の知的財産権に対する管理強化、⑥全国レベルの通報・提訴サービスの確立。</p>
<p>[規則]</p> <p>○「中古車取引規範」（商務部公告 2006 年第 22 号、2006 年 3 月 24 日発布）</p>	<p>「中古車流通管理弁法」（2005 年 10 月 1 日施行）にもとづき、中古車取引のルールを具体化したもの。</p>
<p>●「商務部の省級商務主管部門に外商投資建築業企業の審査・確認、管理を委託することに関する通知」（商資函 [2005] 90 号、2006 年 1 月 22 日発布、2006 年 3 月 31 日実施）</p>	<p>外資の建設企業の設立・変更手続きに関して、建設部門が認可した後の審査・確認を省級商務部門に委託することを通知したものの。</p>
<p>●「商務部の省級商務主管部門への外商投資建設工程设计企業の審査・確認、管理の委託に関する通知」（商資函 [2005] 92 号、2006 年 1 月 22 日発布、2006 年 3 月 31 日実施）</p>	<p>上記と同様、建設工事設計企業の設立・変更手続きを省級商務部門に委託することを通知したものの。</p>
<p>●「建設部の商務主管部門の外商投資建築業企業、建設工程设计企業の設立管理を適切に行うことに協力することに関する通知」（建市函 [2006] 76 号、2006 年 29 日発布）</p>	<p>商務部の上記 2 通知発布を受けて、建設部門での手続きについて通知したものの。</p>
<p>●「商務部の省級商務主管部門への外商投資印刷企業の審査・確認、管理の委託に関する通知」（商資函 [2005] 91 号、2006 年 1 月 22 日発布、2006 年 3 月 31 日実施）</p>	<p>上記と同様に、印刷企業の設立・変更手続きに関して、新聞・出版部門が認可した後の審査・確認を省級商務部門に委託することを通知したものの。</p>
<p>●「税関輸出入貨物課税価格審査確定弁法」（税関総署第 148 号令、2006 年 3 月 28 日発布、2006 年 5 月 1 日施行）</p>	<p>「税関輸出入貨物課税価格審査確定弁法」（2002 年 1 月 1 日施行）と「税関輸入貨物特許権使用費評価弁法」（2003 年 7 月 1 日施行）を合併し、新たに制定したものの。</p>
<p>●「商務部の小売企業等級区分評定試験活動に関する通知」（商改発 [2006] 166 号、2006 年 4 月 4 日発布・実施）</p>	<p>2006 年から 5 年をかけて商務部の主導で小売企業の等級評定を行うことを通知したものの。2006 年は百貨店の等級評定を実施。</p>
<p>○「国家外貨管理局の經常項目管理政策の調整に関する通知」（匯発 [2006] 19 号、2006 年 4 月 13 日発布、2006 年 5 月 1 日実施）</p>	<p>外貨決済口座の開設・変更・閉鎖時の外貨管理局の事前認可取消し、留保外貨の上限引上げ、サービス貿易での 5 万米ドル以下の対外支払いの手続き簡素化などを通知したものの。</p>

## ●外資の建設企業、設計企業、印刷企業の認可権も地方へ委譲される

本誌 4 月 5 日号で既報のとおり、3 月 31 日付で、NVOCC（無船承運人）業務とトラック輸送業（道路貨物運輸業）に従事する外商投資企業の設立・変更の認可権が省級商務部門に委譲されたが、同日付で建設企業（外商投資建築業企業）、設計企業（外商投資建設工程設計企業）、印刷企業（外商投資印刷企業）の認可権も上記の各通知により省級商務部門に委譲された。

外商投資建築業企業を設立する場合、従来は希望する資格（建築業企業資質）により、建設部が資格に対する審査認可を行い、商務部が企業設立の審査認可を行うか、または、省級の建設部門が資格の審査認可を行い、商務部門が企業設立・変更の審査認可を行うという手続きがとられていた（「外商投資建築業企業管理規定」建設部・対外貿易経済合作部、2002 年 12 月 1 日施行）。外商投資建設工程設計企業も、同様に資格（工事設計業資質）により建設部と商務部が、省級の建設部門と商務部門に分かれて審査認可が行われていた（「外商投資建設工程設計企業管理規定」建設部・対外貿易経済合作部、2002 年 12 月 1 日施行）。どちらも高級な資格を持つ企業を設立する場合には、省級商務部門に申請した後、商務部に上がり、さらに建設部を回って最終的に商務部が認可するという過程を経なければならず、これには最低でも 3 ヶ月以上の期間を要していた。

商務部の上記通知は、商務部が行っていた認可手続きを省級商務部門（国家級経済技術開発区管理委員会を含む）に委譲するというものだが、高級な資格を取る場合には依然として建設部の資格認可が必要と見られていた。しかし、その後、建設部から上記の通知が出て、資格の審査認可もすべて省級建設部門が行うことが明らかになった。これにより、今後、外商投資建築業企業と外商投資建設工程設計企業の設立・変更の審査認可期間が大幅に短縮するものと期待される。

なお、外商投資建築業企業は 2002 年 12 月 1 日から条件付きで独資が許可されているが、外商投資建設工程設計企業の方は WTO 加盟時の承諾で加盟後 5 年以内（2006 年 12 月 11 日まで）に独資が許可されることになっている。

一方、外商投資印刷企業は、経営範囲によって認可の条件・手続きが異なっていた。出版物、包装印刷物、その他の印刷物に分かれ、出版物とその他の印刷物を扱う場合は合弁か合作経営で中国側がマジョリティを取ることが条件とされ、独資は包装印刷物を扱う場合のみ許可される。どちらもまず省級新聞出版部門に申請して新聞出版総署の認可を受け、その後、総投資額が 3 千万米ドル未満の包装印刷物を扱う場合は省級商務部門の企業設立認可を受け、その他は省級商務部門を経て商務部の企業設立認可を受けるとされていた（「外商投資印刷企業設立暫定施行規定」新聞出版総署・対外貿易経済合作部、2002 年 1 月 29 日施行）。

今回の商務部通知で、新聞出版総署の認可を得た後は、すべて省級商務部門（国家級経済技術開発区管理委員会を含む）が企業設立・変更の認可を行うことになる。これにより、従来、商務部が企業設立認可を行っていたプロジェクトは 30 日以上期間短縮となる。

## ●税関の新価格査定規則が発布

3 月 28 日付で「税関輸出入貨物課税価格審査確定弁法」が発布され、5 月 1 日から施行される。これは、現行の同名の弁法と「税関輸入貨物特許権使用費評価弁法」を合併して新たに制定されたものだ。現行の 2 弁法はともに WTO 加盟後に発布・施行されたもので、WTO の関税評価規則に即した内容であり、新弁法になって大きく変わったわけではない。ただし、全体に規定がより具体的かつ明確になっている。ここでは、特に次の 2 点を紹介したい。

## 1) ライセンス料に対する輸入税賦課

中国の輸入者が中国内での販売を目的として貨物を輸入し、その一方で特許権・商標権・著作権などのライセンス料を国外の輸出者またはその関係者に支払う場合で、ライセンス料の支払いが輸入貨物と関係があると見なされると、そのライセンス料が輸入貨物の課税価格に算入されて輸入関税・増値税が課税される。ただし、輸入貨物の複製のために支払う費用はこれに含まれない。ライセンス料の支払いが輸入貨物と関係があると見なされる場合とは、次のとおりである。（弁法第 11 条、第 13 条、第 15 条）

- (1) 特許または専有技術の使用料を支払い、かつ輸入貨物が次の状況の一つにある場合
  - 1. 輸入貨物が特許または専有技術を含んでいる場合
  - 2. 輸入貨物が特許または専有技術を使用して生産された場合
  - 3. 輸入貨物が特許または専有技術を実施するために専門に設計または製造された場合
- (2) 商標使用料を支払い、かつ輸入貨物が次の状況の一つにある場合
  - 1. 輸入貨物に商標が付いている場合
  - 2. 輸入後に商標を付ければ直接販売ができる場合
  - 3. 輸入時に既に商標権を含んでおり、軽度の加工を経た後に商標を付ければ販売ができる場合
- (3) 著作権使用料を支払い、かつ輸入貨物が次の状況の一つにある場合
  - 1. ソフトウェア、文字、音楽、図、画像またはその他の類似内容の輸入貨物を含んでいる場合、テープ、ディスク、光ディスクまたはその他類似の媒体の形態のものを含む
  - 2. その他の著作権を有する内容の輸入貨物を含んでいる場合
- (4) 流通権、販売権またはその他類似の権利の使用料を支払い、かつ輸入貨物が次の状況の一つにある場合
  - 1. 輸入後に直接販売できる場合
  - 2. 軽度の加工を経れば販売できる場合

分かりにくいので例をあげると、日系企業が製品の国内販売を目的として親会社と製造特許の使用許諾契約を結び、親会社にライセンス料を支払う一方で、その特許を含んだ部品やその特許を使用して生産された部品を輸入する場合、あるいは、商標の使用許諾契約を結んで使用料を支払い、その一方で同じ商標が付いたパーツや商標を付ければすぐに販売できるパーツを輸入する場合などは、それらのライセンス料が部品やパーツの価格に算入されて輸入関税・増値税が課税される、ということである。また、CD を輸入してそれに記録されるソフトウェアのライセンス料と複製料を輸出者か著作権者に支払い、複製品を国内で販売する場合、ライセンス料には輸入関税・増値税がかかるが、複製料にはかからない、ということである。

ライセンス料に対して実際に課税された例は、2002 年頃に複数の日系企業であったが、最近は見えない。しかし、今回の新弁法制定をきっかけに、税関が課税強化に動く可能性もあると思われることから、ご留意いただきたい。

## 2) 価格協議

価格協議とは、輸出入貨物の課税価格をその基礎となる取引価格によって確定できない場合に、税関が課税価格の評価方法を選定するために納税義務者と協議を行うことをいう。現行の同名の弁法にも「価格協議」という言葉はあるが、具体的なやり方が規定されていなかった。それが新弁法で規定された。

それによれば、税関は納税義務者に所定の書式による「中華人民共和国税関価格協議通知書」を送り、これを受領した納税義務者は 5 業務日以内に協議を行わなければならない、

期限を過ぎた場合には、税関は権利放棄と見なして課税価格を確定できるとされている。また、価格協議にあたっては、「中華人民共和国価格協議記録表」を作成すると規定されている。（弁法第 51 条）

この記録表も所定の書式で、各評価方法の採用の可否をチェックする内容である。各評価方法の採用順位と内容及び採用基準をまとめると、次のとおりである。（同弁法第 6 条及び付属資料、内容については「中華人民共和国輸出入関税条例」（2004 年 1 月 1 日施行）第 21 条）

1. 同一貨物取引価格評価方法（当該貨物と同時かほぼ同時に中国で販売された同一貨物の取引価格にもとづいて評価する方法）→納税義務者が取引価格のデータを提供できる場合に採用
2. 類似貨物取引価格評価方法（当該貨物と同時かほぼ同時に中国で販売された類似貨物の取引価格にもとづいて評価する方法）→納税義務者が取引価格のデータを提供できる場合に採用
3. 価格控除評価方法（当該貨物と同時かほぼ同時に、同一か類似の輸入貨物を特別な関係のない者に直接かつ最も多く販売したケースの価格から、国内販売時の通常の利益、一般費用、手数料、輸入後の輸送費、保険料、輸入関税、国内税を控除する方法）→国内の最初の流通段階での販売価格、通常の利益、一般費用のデータを提供できる場合に採用
4. 価格計算評価方法（当該貨物生産時の材料費、加工費、国内で販売された同等または同種貨物の通常の利益、一般費用、輸入後の輸送費、保険料を合計する方法）→生産コスト、通常の利益、一般費用のデータを提供できる場合に採用
5. 合理的方法 →上記のデータ以外のデータを提供できる場合に採用

上記のライセンス料についても、納税義務者が支払いに関する客観的数値のデータ・資料を提供できない場合には、価格協議の上で課税価格を確定するとされている。（同弁法第 11 条）

## ●商務部による小売企業の格付が開始

今年から商務部の主導で小売企業の格付が行われる。2010 年まで 5 年をかけて主な業態の企業の等級を評定するものだ。これは 4 月 4 日付の上記表中の商務部通知によるもので、今年百貨店の等級評定が行われる。一定の基準に適合する企業に対して商務部から「基準到達模範店（企業）」（原文は「達標示範店（企業）」の称号が授与され、さらに金、銀、銅の 3 つのクラスに区分される。いわば公式の評価であることから、企業の信用に大きく影響すると思われる。この詳細については、紙幅の関係で次号で紹介する。

以上

（本シリーズは原則として隔週で掲載しています。）

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比				
2006.04.10	8.0035	8.0022~8.0065	8.0064	-0.0047	6.7740	-0.0285	1.0310	-0.0013	9.6970	-0.0731	1.5404	1,424.76	+16.88
2006.04.11	8.0105	8.0040~8.0110	8.0050	-0.0014	6.7620	-0.0120	1.0316	+0.0006	9.6220	-0.0750	1.5216	1,428.23	+3.47
2006.04.12	8.0100	8.0071~8.0135	8.0120	+0.0070	6.7802	+0.0182	1.0313	-0.0003	9.7250	+0.1030	1.5119	1,426.31	-1.92
2006.04.13	8.0200	8.0175~8.0220	8.0185	+0.0065	6.7780	-0.0022	1.0333	+0.0020	9.7200	-0.0050	1.5144	1,397.14	-29.17
2006.04.14	8.0145	8.0136~8.0190	8.0165	-0.0020	6.7560	-0.0220	1.0332	-0.0001	9.7105	-0.0095	1.5530	1,425.67	+28.53

## トピックス

### 【10日】

- 商務部は8日、自動車部品の関税規則をめぐり、同国に世界貿易機関での協議に参加するよう求めている米国と欧州の要請に応じると発表した。

### 【12日】

- 薄熙来 商務部長は、同国は意図的に貿易黒字を目指しているわけではないが、貿易収支の均衡に向けた取り組みが功を奏するにはある程度の時間がかかる、との見解を示した。
- 政府は、米国産牛肉の輸入再開や知的財産権の保護強化のほか、政府調達の外国企業への開放問題について2007年末までに交渉を開始するなど、対米貿易摩擦の緩和を目指すとの約束した。グティエレス米商務長官は、この日行われた米中の合同商業貿易委員会の会合の後、記者団に対して「多数の主要な問題について一歩前進した」と述べた。一方、呉儀 中国副首相(通商担当)は「米国の対中貿易赤字の問題については、中国側のみを責めるのは非科学的で公平でない」としたうえで「中国政府は米貿易赤字の解消を重視している」と述べた。
- 呉曉靈 中銀副総裁は、市場は人民元の実際の水準よりも為替メカニズムの方に注目すべきだとの認識を示した。

### 【13日】

- 国家外為管理局(SAFE)は、同国が投機資金の流入を防ぐ一方で、人民元を完全な交換可能通貨にすべく、段階的な措置をとっていく方針を示した。
- 呉曉靈 中銀副総裁は、現行の複雑な金利制度を簡略化するため、1年物人民元預金金利を単一のベンチマーク金利とすることを計画しているとの見解を示した。

### 【14日】

- ブッシュ 米大統領は、米中間の貿易赤字問題解消に向け、中国が柔軟で市場に基づいた為替制度に移行すべきであるとの見解を示した。
- 外国為替取引機構(CFETS)は、銀行間での人民元と外貨のスワップ市場を4月24日に正式にスタートさせることを明らかにした。
- 中銀は、適格国内機関投資家(QDII)に認定された中国の機関投資家による海外投資に関する規制を緩和するとともに、中国企業と個人による外貨保有の上限を引き上げる方針を示した。銀行に対し、個人や企業が保有する人民元を外国の債券に投資するため、外貨と交換することができること、また、資産運用会社は、個人や企業が保有する外貨を、株式や債券を含む外国証券に投資でき、保険会社も外国の債券などに投資できるようにしている。また中銀は、国家外為管理局が、同国は外国為替勘定に関する規制を緩和し、サービス貿易における外国為替支払いの認可プロセスを簡略化、企業と個人による外貨購入を容易にする方針を示した。実施日は明らかにされていない。

## RMB レビュー&アウトルック

- 10日、1米ドル8.0035円で寄り付いた人民元は、同日制度変更後最高値となる8.0022元を示現したものの、その後は徐々に値を下げる展開となり、13日には週間安値となる8.0220元まで急落、週末は8.0165元と安値圏で越えている。米中首脳会談を控え、国際収支不均衡問題に関する発言が相次いだが、14日、中央銀行は国内企業の外貨保有限度額引上げや適格国内機関投資家(QDII)に対する外貨資産投資の許可など、外貨資金の流入圧力を緩和する為の措置を発表した。今後はQDIIがどの程度広がりを見せ、収支均衡に影響を与えるかが注目される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。